

「学校いじめ防止基本方針」
&
「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」



令和6年度

北海道旭川商業高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道旭川商業高等学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

■「学校いじめ防止基本方針」

（第13条）学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

（第22条）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く者とする。

2 いじめを生まない教育活動の充実

- 生命の尊重や他者を大切にすることの育成等の心の教育の充実
- 学級・学校の問題を生徒自らが解決できる力の育成の充実
- コミュニケーションの手段である言葉や行為等を生徒に見直させる活動の充実
- 生徒の健全育成についての保護者・地域や関係機関等との連携の充実

3 いじめの理解

（1）いじめの定義（調査を行う際の判断基準）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- *ポイント1 「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。
- *ポイント2 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- *ポイント3 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

（2）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめ」→「絶対に許されない」、「いじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめ」→「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめ」→「未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が派生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応するが、そういった事案であっても「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有し対応する。

- 「発達障がいを含む障がいのある生徒」、「海外から帰国した生徒や外国人生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒」等、特に配慮が必要な生徒について、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(3) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

(4) いじめの要因

- ・生徒同士の複雑な人間関係や心の問題
- ・いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・潜在化したり深刻化する

(5) いじめの解消

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が止んでいること
被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続している
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる
被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等による確認

4 いじめ防止の指導体制・組織的対応

- (1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）・・・・・・・・別紙1のとおりとする
- (2) 重大・緊急時の組織的対応（いじめを認知した場合対応）・・・別紙2のとおりとする

5 いじめの予防

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・個人面談の計画的実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の啓発

(5) 情報教育の充実

- ・モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

(7) 居場所づくり、絆づくり

- ・授業や行事の中でどの生徒も落ち着ける場所づくり
- ・主体的に取り組む協同的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる場づくり

6 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

(2) 「いじめられている生徒」・「いじている生徒」のサインを見逃さない・・・別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン・・・別紙3

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・生徒や保護者への周知

(5) 定期的調査の実施

- ・「いじめ」アンケートの実施（6月、11月）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

7 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

② 「いじている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

① 「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

- ② 「いじめている生徒」の保護者に対して
事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する
- ・ 行動が変わるためには保護者の協力が必要である

- ③ 保護者同士が対立する場合など
教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・ 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
 - ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
- ② 警察との連携
 - ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係機関との連携
 - ・ 家庭での養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

8 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめ

- ・ 文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する
 - ・ 特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする
 - ・ 掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する」など
- 〔犯罪行為〕

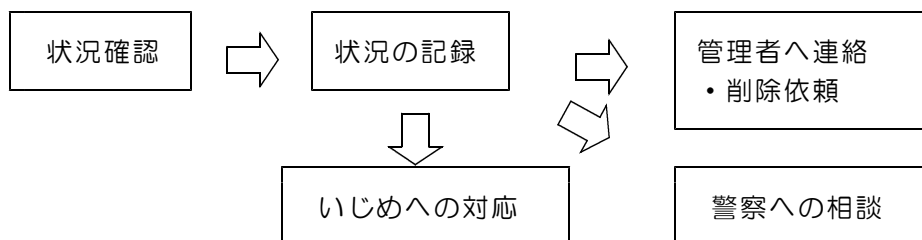
(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - ・ フィルタリングの推進
 - ・ 保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ・ 被害者からの訴え
 - ・ 閲覧者からの情報
 - ・ ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが該当する。

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

(2) 重大事態・緊急事態の発生

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

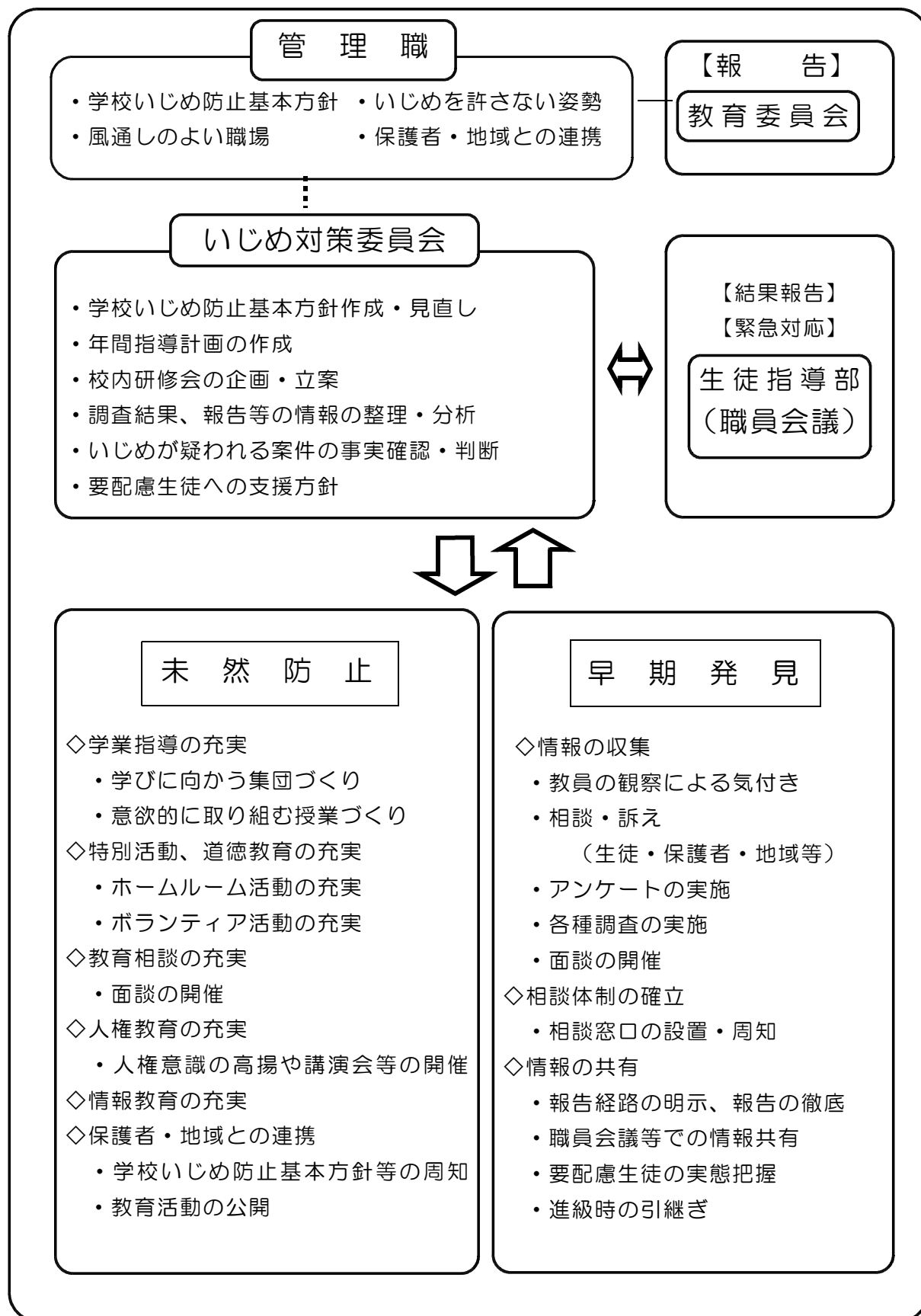
(3) 重大事態時の報告・調査協力

- ・道教委に報告
- ・道教委設置の緊急調査組織への協力
- ・管内支援チーム、関係機関への支援要請

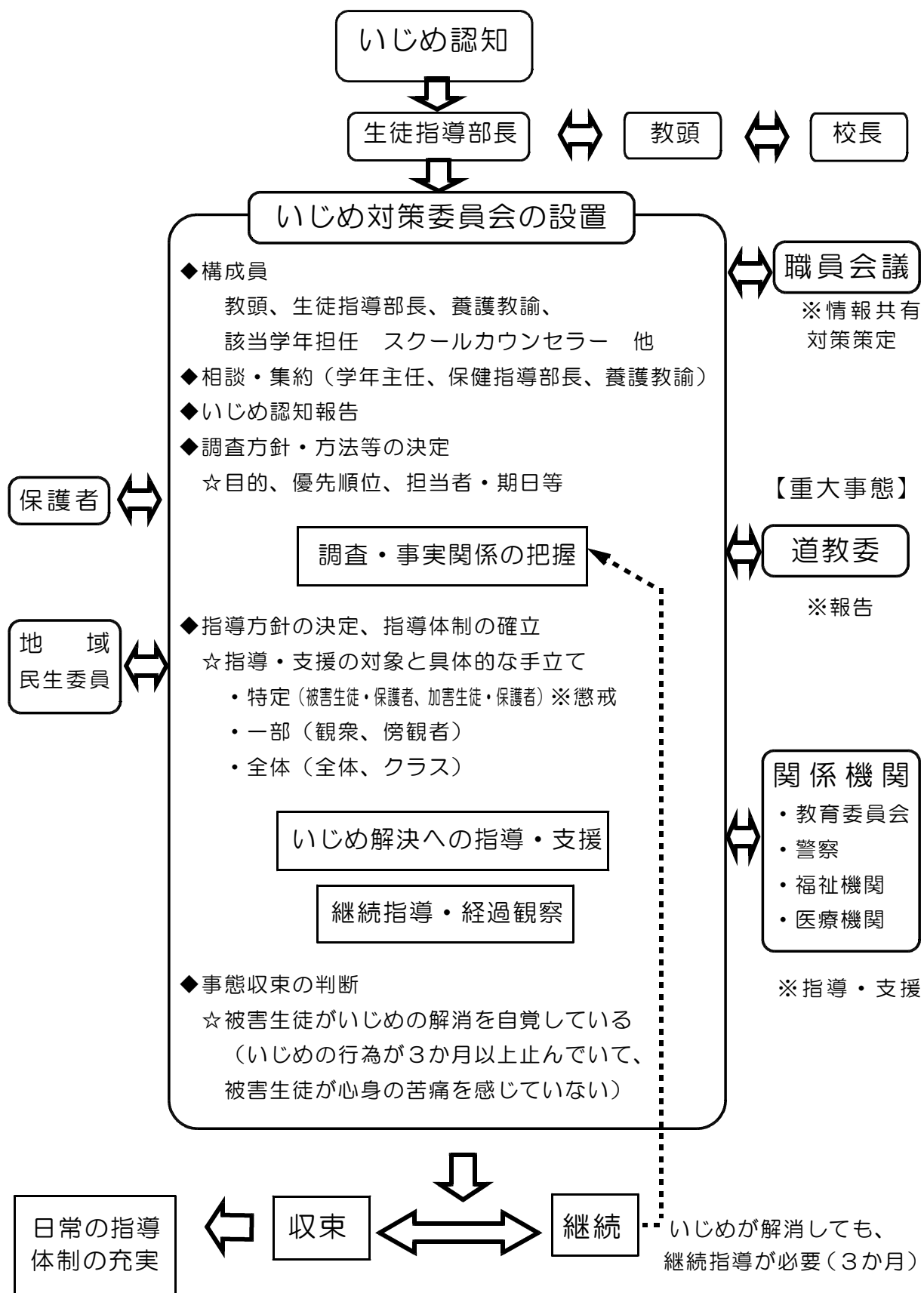
10 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

- ・年度ごとに内容を点検し、見直しを図る
- ・生徒や保護者、地域住民の意見を聴取する
- ・入学時や見直しを行った場合に生徒、保護者、地域住民に周知する

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



重大事態・緊急事態時の組織対応



別紙 3

1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 用事もないのに朝早く登校したり、遅く登校したりする ☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる
授業中・学級活動	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ ふざけた雰囲気の中で、係りや委員等を選ばれる ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 教職員が誉めると、周りの生徒があざけたりする
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 一人で廊下や教室付近でうろうろしている ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 家族との会話が減ったり、学校的话题を避けるようになる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
- ☐ いじめを受けた生徒や保護者

☐ アンケート調査や教育相談

☐ スクールカウンセラー

☐ 周囲の生徒や保護者

☐ 学校以外の関係機関

☐ 地域住民等

☐ 学級担任

☐ 担任以外の教職員
- <いじめの報告>
- ☐ 把握者

→

(学級担任等)

→

生徒指導担当者

→

教頭

→

校長

いじめ対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針の決定（いじめ対策委員会）】

- ☐ 事実関係の把握

☐ いじめの認知の判断

☐ 指導方針や指導方法の決定
- ☐ 対応チームの編成及び役割分担

☐ 全教職員による共通理解

☐ SCや関係機関との連絡調整

【いじめ対策委員会による対処】

- ☐ いじめを受けた生徒及び保護者への支援

☐ いじめを行った生徒および保護者への指導・助言
- ☐ 周囲の生徒への指導

☐ スクールカウンセラーの派遣要請
- ☐ 関係機関への相談（上川教育局、旭川児童相談所、警察など）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	☐組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐不満やストレスを克服する力を身につけさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐自分の問題と捉え、いじめをなくするため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取り組みについて説明する。	☐迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	☐当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- ☐ いじめ対策委員会におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析

☐事実の整理、指導方針の再確認

☐スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○学校体制の改善・充実

☐生徒指導体制の点検・改善

☐教育相談体制の強化

☐生徒理解研修や事例研究等実践的な校内研修の実施

○教育内容及び指導方法の改善・充実

☐生徒の居場所づくり、絆づくりなど学級経営の充実

☐L H R、学校行事など豊かな心を育てる指導の工夫

☐コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりの推進

☐主体的に取り組む協同的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる場づくりの推進

○家庭、地域との連携強化

☐教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開

☐学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価

☐P T Aと協力し、豊かな心の醸成を促す取組

いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

月	未然防止	早期発見	その他
4	いじめ防止の方針説明（新入生・保護者） 講話（前期始業式） いじめ防止の方針説明（HR） 仲間づくり（1 学年宿泊研修）	登校時玄関指導 学年部会（毎週）	いじめ対策委員会（定例） いじめ防止の方針確認（職員会議） SC 面談、カウンセリング委員会
5		登校時玄関指導 いじめアンケート 学年部会（毎週）	SC 面談、カウンセリング委員会
6		登校時玄関指導 面談週間、学年部会（毎週）	いじめ対策委員会（定例） SC 面談、カウンセリング委員会
7	仲間づくり（旭商交流会） 講話（全校集会）	登校時玄関指導 学年部会（毎週）	SC 面談、カウンセリング委員会
8	講話（全校集会）	登校時玄関指導 学年部会（毎週）	校内研修 SC 面談、カウンセリング委員会
9		登校時玄関指導 学年部会（毎週）	SC 面談、カウンセリング委員会
10	講話（後期始業式） 仲間づくり（2 学年見学旅行）	登校時玄関指導 いじめアンケート 面談週間、学年部会（毎週）	SC 面談、カウンセリング委員会
11		登校時玄関指導 学年部会（毎週）	いじめ対策委員会（定例） SC 面談、カウンセリング委員会
12	講話（全校集会）	登校時玄関指導 学年部会（毎週）	いじめの問題への対応状況確認 SC 面談、カウンセリング委員会
1	講話（全校集会）	登校時玄関指導 学年部会（毎週）	SC 面談、カウンセリング委員会
2		登校時玄関指導 学年部会（毎週）	いじめ対策委員会（定例） SC 面談、カウンセリング委員会
3	講話（修了式）	登校時玄関指導 学年部会（毎週）	いじめ防止の方針の見直し SC 面談、カウンセリング委員会

いじめ対処プラン

内 容	対 応 者	対 処 内 容	目 処
被害生徒の ケア	担任 養護教諭	面談を実施 スクールカウンセラーとの連携	速やかに 定期的に
被害生徒の 保護者対応	担任 学年主任	対応と支援の説明	速やかに 定期的に
加害生徒の 指導・支援	担任 生徒指導部	面談の実施 過ちに気づかせる指導	速やかに 定期的に
加害生徒の 保護者対応	担任 学年主任	指導計画の説明 生徒の状況報告	速やかに 定期的に
周囲への 指導・支援	学年主任 担任 生徒指導部	学年集会の実施 個別面談の実施 全校への呼びかけ	速やかに 面談週間 全校集会時
外部機関と の連携	教頭 養護教諭	教育委員会へ報告 スクールカウンセラーと連絡	速やかに

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道旭川商業高等学校

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

旭川商業高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」という認識
 - 「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
 - 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- 以上を基本的な・考え方として、いじめ防止のための取組を行います。

旭川商業高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- 「いじめ対策委員会」(構成委員：教頭、生徒指導部長、保健指導部長、保健指導部員、学年主任、他)を設置し、未然防止、早期発見、解決等にあたります。
- ・未然防止：教育相談、生徒主体の活動、保護者との情報共有
 - ・早期発見：いじめアンケート、個人面談、保護者との連携・協力関係
 - ・解決等：関係する生徒(いじめを受けている生徒・いじめを行った生徒、観衆や傍観者となった生徒)への指導・必要に応じた関係機関との連携

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- ・「いじめの把握のためのアンケート調査」、「面接面談」により、いじめの早期発見に努めます。
- ・教育相談活動等をとおして、いじめの早期発見に努めます。
- ・全校集会、学年集会、各種通信の発行等をとおして、いじめの予防に努めます。
- ・毎月のネットパトロールにより、ネットいじめの予防に努めます。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

旭川商業高等学校のいじめ対策組織(教頭)に御連絡ください。

連絡先0166-22-3556(学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9~12 時 12~17 時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
上川教育局教育相談電話	(電話) 0166-46-5243	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター